

■唐津市重度心身障害者医療費助成の申請のながれ

医療機関への医療費の支払い → 市へ申請 → 支給（申請から約3か月後）

医療費の支払い

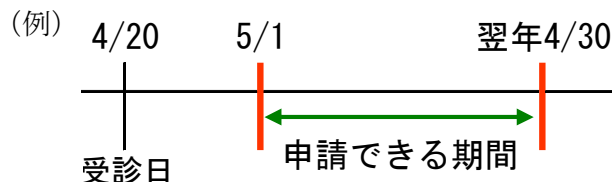
医療機関等を受診したときは、請求された医療費の支払い

※医療費が高額療養費に該当する場合は、加入医療保険へ高額療養費の申請を行ってください。

市へ申請

【申請期間】

受診した月の翌月から起算して1年以内



【申請に必要なもの】

- ①申請書（医療機関記入欄に病院等からの記載（証明）があるもの）
- ②領収書（原本）※申請書内の医療機関記入欄に病院等からの記載（証明）がない場合に限ります。
- ③印鑑
- ④高額療養費や付加給付の金額が分かるのも（振込通知のハガキ等）の写し
※高額療養費や付加給付に該当する場合のみに限ります。

【申請書必要枚数】

「医療機関」「診療月」「診療科目（通院・入院・歯科）」ごとに1枚

【申請窓口】

- ・障がい者支援課（りんく） 唐津市東城内1番3号 障がい者支援課センター1階
- ・障がい者支援課（本庁） 唐津市西城内1番1号 1階（26、27番窓口）
- ・市民センター（浜玉、厳木、相知、北波多、肥前、鎮西、呼子、七山）

支給

申請に基づき確定した額を指定口座へお振込みします。

※お振込みには、約3か月程度の期間を要します。

※お振込み通知書は発行しておりません。

※提出された領収書の返却や、コピー（写し）の承りはできません。